

# 大規模地域施設における専用室の設置形態に関する研究

日大生産工(院) ○巢木 大輔 日大生産工 浅野 平八

## 1. 研究の背景と目的

### 1-1. 研究の目的

地域の拠点であり、コミュニティ形成の中心となってきた施設に公民館や市民館等の地域施設が挙げられる。地域施設は、自治集会や趣味のサークル活動、伝統文化の伝承等で幅広く利用されており、今では600もの活動団体を持つ地域もあるほど、地域活動が活発なものとなっている。

公共施設の大規模・複合化は、戦後の公共施設整備に始まり、活動の多目的化に伴い、様々な専用室が設けられている。そして現在、調理室や音楽室、工芸室や視聴覚室等、多くの専用の機能をもった室を設置している。

専用室とは、一定の機能を設定してある室を示し、音漏れしない室や陶芸の轆轤、窯等、活動に合わせた設備が設置されている室を予約利用している。しかし専用室は、全ての施設で設置できるわけではなく、施設規模や市の財力によって異なる。特に小規模や中規模の地域施設では、施設規模が小さく、専用室だけでなく、集会室等の諸室も十分に設置できない場合がある。そのため他室の予約が取れないことを理由に専用室を目的外で利用している実態がある。その一方で調理機能が目的外利用に有効であることから他の活動で利用される事例もみられる。しかし、多くの専用室はそのような利用に対応した仕様とはなっておらず、衛生面への配慮の低下や危険な場所での活動といったことが問題として挙げられている。

既往の研究<sup>注1</sup>では、中規模地域施設における目的外利用の実態を明らかにした。

そこで本稿では、専用室を対象にし、専用室の目的外利用の実態を把握するとともに、大規模地域施設における専用室の仕様や管理運営方法等の設置形態について明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究方法

本研究では、1) 大規模地域施設の専用室の実態を中規模

地域施設との比較によって明らかにする。2) 調理系専用室<sup>注2</sup>に着目し、中規模地域施設との比較によって設置形態を明らかにする。以上の2つの比較研究を行う。

### 2-1. 対象施設

本研究では、大規模地域施設事例として神奈川県川崎市の市民館7施設を対象とする。

大規模地域施設事例とする神奈川県川崎市は1972年に政令指定都市となり「地域に根ざす教育」の具現化を課題とし、地域住民の意向を反映した施設づくり及び指導層の拡充に取り組んできた地域である。そのため社会教育施設整備が進んでおり、地域活動が活発な地域であることから対象とする。

ここで示す大規模地域施設は、指定統計<sup>注3</sup>で示されている規模2000㎡以上の施設とし、中規模地域施設を500㎡から2000㎡未満、それより小規模の施設を小規模地域施設とする。調査対象とする川崎市市民館の延べ床面積は15137㎡~4007㎡であることから、大規模地域施設に該当する。

### 2-2. 調査方法

調査方法とし 1) 実態調査及び 2) 施設職員からの聞き取りの2つの調査を行う。神奈川県川崎市の調査は2010年9月である。

1) 実態調査のチェック項目は以下のとおりである。

- (1) 調理台の台数
- (2) 調理台の配置方法
- (3) 調理台以外の常備設置台の有無
- (4) 履き替え<sup>注4</sup>の有無
- (5) 他の諸室との関係性
- (6) 準備室等の付属室の設置

2) 聞き取り調査項目は以下にとおりである。

- (1) 施設全体の管理運営方法について
- (2) 調理系専用室の目的外利用の有無と理由

---

The Study of the one-Purpose Use for Room of Large-scale Community Facilities

Daisuke SUNOKI, Heihachi ASANO

(3) 履き替えの有無と理由

諸室の管理運営について、大規模地域施設は川崎市公共施設利用予約システム「ふれあいネット」をもとに分析を行う。

2-3. 分析方法

既往の研究より、専用室の目的外利用は専用室の仕様と施設運営方法によって左右されることがわかっている。そこで仕様及び施設の管理運営方法の比較から相違点を導き出し、分析・考察を行う。

3. 大規模地域施設事例

表1は川崎市の実態調査で得られた仕様実態である。

表1 川崎市市民館の仕様実態

事例	諸室総数	専用室種別数	室面積	目的外利用	調理台台数	仕様形態	履き替え	(準備室)	外部との関係	仕様形態凡例
教文	24	5	118	×	8	①	○	○	×	
幸	11	4	79	×	5	①	○	×	×	
中原	13	5	100	×	7	①	○	×	和室	
高津	15	5	147	×	5	②	○	×	×	
宮前	11	4	117	×	5	①	○	×	×	
多摩	15	4	104	×	8	②	○	○	×	
麻生	11	4	102	×	5	①	○	×	×	
準備室凡例	<p>(凡例) 教育文化会館</p>									

川崎市市民館等の大規模地域施設は、大ホール、大会議室、会議室、音楽室、和室、料理室、実習室から構成されており、その他に体育室、視聴覚室、学習室等を設けられている。川崎市基幹館である教育文化会館では、24室の諸室が設置されており、基幹館ではない施設でも、11室～15室の諸室で構成されている。多くの諸室をもつ大規模地域施設の専用室設置は、音楽室、和室、料理室、実習室を基本とし、その他に視聴覚室を設置している施設もある。

そのような地域施設の専用室として、最も専用性の高い室に調理実習室や料理室といった調理系専用室が挙げられる。既往の研究より、調理系専用室は、火気、給水、コンセント、刃物といった多くの調理機器・備品が設置されていることから、目的外に利用されていることがわかっている。それらの活動を誘発している要因として室構成、設備配置、管理方法の3つ挙げられている。

そこで大規模地域施設においても3つの軸に沿って分析・考察を行う。

表1より川崎市市民館の調理系専用室では、目的外利用での貸し出しは許可しておらず、調理のみの利用であることから、それを前提に分析を行う。

3-1. 調理系専用室の仕様

3-1-1. 室構成

調理系専用室の構成要素として、調理台の設置、常備作業台の設置、外部との関係、付属室の設置、履き替えが挙げられる。

川崎市市民館の調理系専用室は、調理のみの利用であることから、調理台設置は調理実習等の調理に適した配置とすることが求められている。また常備作業台も、試食や作業補助ができる程度のものが求められていることが聞き取りよりわかっている。

川崎市7施設の調理系専用室仕様は、凡例①、②の2つに分類できる。他の諸室との関係では、和室とつながっている1事例が確認できる。和室で飲食を行う際に調理系専用室で調理を行い、和室で食事をすることを想定して設置している。しかし実際にはそのように利用することはなく、不必要な機能となっている。

付属室の設置として2事例が確認できる。川崎市の調理系専用室では表1の準備室の凡例で示すように、メイン諸室以外に調理準備室が付属して設置されている施設がある。準備室には、調理台が設けられており、本格的な料理教室や料理研究家による試食会等で利用できるような仕様となっている。準備室を設置している2施設とも、現在使用することなく、物置として利用されている。

履き替えについては、川崎市の市民館7施設全てが該当する。川崎市では調理を行う場合、必ず履き替えを行うことを義務づけている。その理由として、衛生面への配慮が挙げられる。

このように川崎市の調理系専用室は、計画当初から調理のみを行う室として計画されていることがわかる。

3-1-2. 設備配置方法

川崎市における調理系専用室の調理台配置方法として、7館全て1グループが1台の調理台を囲って作業が行える配置となっている。凡例①が5施設、凡例②が2施設該当する。調理台の台数は施設毎に異なり、多い施設では8台、少ない施設で5台の調理台配置となっている。調理台と調理台の間隔も広く、同じ側に立ち、調理実習を行っても作業中の手や腰が当たらない配置計画となっている。川崎

市1施設では、調理台の台数を5台にすることにより、4台のテーブルを設置し、調理行う場所と飲食スペースを分けることで、衛生面に配慮していることがわかる。

以上ことから、川崎市地域施設の調理系専用室は、講師が教える本格的な調理実習を目的とした調理系専用室の設備仕様として計画設置されていることがわかる。

### 3-2. 調理系専用室の管理運営方法

川崎市では、屋外スポーツ施設や生涯学習施設等の公共施設をコンピュータのネットワークで繋ぎ、諸室の貸し出しや抽選等を一括で管理する公共施設利用予約システム、「ふれあいネット」によって管理している。

ふれあいネットは、会議・講演・学習会の6項目、教養・趣味（音楽・映画・演劇）の7項目、教養・趣味（美術）の5項目、教養・趣味（その他）の20項目、その他の2項目の計40項目と利用目的を分類し、活動項目及び利用人数によって貸し出せる諸室を制限している。そのため、該当しない活動での諸室の貸し出しができない規則となっている。例えば幸市民館の第1会議室（室規模107㎡、定員60人）の場合、定員51人以上の会議・講義・学習、手芸、囲碁・将棋等の利用での貸し出しを行っている。実習室（室規模109㎡、定員50人）の場合では、定員50人以下の会議・講義・学習、工作、書道、定員31人以上の美術・絵画、華道・生け花等の利用での貸し出しを行っている。このように川崎市では、活動内容及び利用人数に応じて利用できる室を制限している。

川崎市の調理系専用室で行える活動項目は料理のみであり、目的外利用は許可していない。その他諸室では1項目のみの利用制限がある諸室はなく、調理系専用室が、最も専用度が高い貸し出し諸室として設置されていることがわかる。

## 4. 大規模地域施設と中規模地域施設の比較分析

大規模地域施設と中規模地域施設における諸室の基本構成を比較すると、中規模施設では、講堂、集会室、和室、実習室、会議室、音楽室、体育レクリエーション室、から構成されているのに対し、大規模地域施設では大ホール、大会議室、会議室、音楽室、和室、料理室、実習室、体育室、視聴覚室、学習室から構成となっている。中規模地域施設の対象となる船橋市の調理系専用室は、室名称が「実習室」となっているが、調理機器及び備品が設置されており、調理実習等の活動で利用されていることから、調理系専用室として扱う。

大集会の場として講堂が大ホール・大会議室、調理系専

用室として、実習室が料理室、レクリエーション室として、体育室が体育レクリエーション室、小集団活動室として、集会室が学習室に該当し、該当しない諸室として大規模地域施設の実習室と視聴覚室が挙げられる。視聴覚室は、ふれあいネットより会議等に利用されていることから、集会室と同等の役割を果たしている。大規模地域施設の実習室の貸し出し可能な活動項目として、会議等から既往の研究で明らかとなった目的外利用である絵画やフラワーアレンジメント、書道工作等の項目が該当する。大規模地域施設における実習室の仕様は、調理機能はもっていないものの、給水及び常備作業台が設置してある。

以上のことより、中規模地域施設の調理系専用室で行っている目的外活動は、大規模地域施設では、給水及び常備作業台があることから、実習室で行われており、中規模地域施設で調理系専用室が果たしている役割を大規模地域施設では実習室が果たしている。つまり調理系専用室が目的外利用されるかは、給水及び常備作業台の有無によって決まる。

### 4-1. 調理系専用室の仕様の比較

#### 4-1-1. 室構成の比較

中規模地域施設及び大規模地域施設の実態調査より、調理台及び常備作業台設置として3つの台配置、5つの室仕様に整理される。これらの配置はそれぞれに特徴があり、1つの配置は調理実習には不向きであるが、多目的に利用することに有効な配置である。もう1つの配置は、最も調理実習等の講師が行う調理実習に有効な配置で大規模地域施設の全ての施設がこれに該当する。最後の配置は調理台が連結配置されており、囲うこともできなければ動かすこともできないことから、調理実習や目的外利用にも有効であるとは言えない配置となっている。

調理台の設置について、調理台や常備作業台そのものに対して大規模地域施設と中規模地域施設では相違点はなく、配置としては目的や規模に合わせて配置していることがわかる。

中規模地域施設と大規模地域施設における室構成の相違点として、履き替え及び準備室の設置が挙げられる。中規模地域施設事例である船橋市では食器や通常利用しない機器・備品を収納するスペースとして、倉庫や準備室という名称で付属室を設けているのに対し、大規模地域施設事例である川崎市では、講師付きの調理実習等の際、アシスタントが準備するための室として準備室を設けている。また、船橋市の事例では全ての施設土足であるのに対し、

川崎市の事例では衛生面への配慮から履き替えが義務づけられている。このことから、履き替えを行わせることにより、衛生面への意識を持たせている。

以上のことより、中規模地域施設と大規模地域施設では、基本的設備・備品は同じであるが、準備室の設置や履き替えによって専用度を高めていることがわかる。

#### 4-1-2. 設備配置の比較

調理台の配置として中規模地域施設では、調理系専用室の面積が40㎡～60㎡で、多目的に利用することに有効な配置が多く、60㎡～70㎡では連結配置された配置が多く、それ以上で調理実習に有効な配置のものが多くなることが確認できている。調理台の台数は、7台設置の事例が最も多く、調理台を7台設置できる調理台配置としていることが予測できる。それに対し大規模地域施設では、全ての施設で調理実習に有効な配置となっている。調理台の台数は5台～8台と施設毎に幅があり、調理台5台設置し常備作業台4台設置の事例もあることから、規模だけでなく、飲食スペースなどにも考慮した配置となっていることが考えられる。事実、中規模地域施設では、調理台と調理台の間隔が狭いことが問題として挙げられている。

以上のことより、調理台の配置及び台数は、調理実習に有効であることや7台の調理台を設置することが重要なのではなく、その施設の利用方法にあった調理台配置及び台数の検討が必要であることがわかる。

#### 4-2. 調理系専用室の管理運営方法の比較

中規模地域施設事例と大規模地域施設事例の管理運営方法を比較すると、諸室の貸し出し方法に相違点があることがわかる。中規模地域施設事例では予約の際、ある程度目的別予約可能な諸室が絞られるものの、どのような諸室でも自由に貸し出し予約ができるのに対し、大規模地域施設事例では、ふれあいネットにより細かく利用目的別に貸し出し可能室が決められており、該当しない活動での諸室の貸し出しができない規則となっている。このため中規模地域施設事例では、火気や給水を行える室が調理系専用室しかないことを理由に、火気や給水を必要とする活動への貸し出しを行っている。つまり各諸室における利用可能な活動項目の制限は、管理運営者の裁量によって決まっている。それに対し、大規模地域施設事例における調理系専用室の貸し出しは、活動内容及び利用人数に応じて利用できる室を制限しているため、衛生管理が必要である調理系専用室の目的外利用での貸し出しは認めていない。しかし他の諸室の利用項目をみると、料理室以外は、目的外にも可

能な範囲で貸し出し利用していることがわかる。つまり、活動毎に細かく貸し出し室の利用を限定、設定するのではなく、貸し出し諸室別にある程度の活動項目及び利用人数に合わせた制限が必要であり、このような貸し出し方法は、目的外利用にも有効な手段であると考えられる。

#### 5. まとめ

本稿では大規模地域施設における専用室の設置形態を整理することができた。また、専用室の管理運営の比較分析より、以下の知見が得られた。

##### 1) 大規模地域施設の専用室の実態

- (1) 大規模地域施設において中規模地域施設の調理系専用室で行われている目的外活動は調理系専用室ではなく、給水及び常備作業台がある実習室で行われている。
- (2) 大規模地域施設では利用目的別に貸し出し可能室が決められているというように、地域施設では諸室別にある程度の活動項目及び利用人数に合わせた制限が必要である。また利用制限を設定することは、目的外利用にも有効な手段の1つとなる。

##### 2) 大規模地域施設における調理系専用室の設置形態

- (1) 大規模地域施設の調理系専用室は、準備室や履き替えによって専用度を高めている。
- (2) 調理系専用室が目的外に利用されるかは、実習室等の給水及び常備作業台を持つ諸室の有無によって決まる。
- (3) 大規模地域施設に限らず、調理台の配置及び台数の決定は、各施設の利用方法にあった調理台配置及び台数の検討が必要である。
- (4) 調理系専用室の仕様の選定は以下の3つの条件を確認することで決定する。

①給水及び常備作業台を持つ他の諸室の有無

②調理系専用室の管理運営方法

③調理系専用室での貸し出し利用項目

[注]

注1. 巢木大輔・浅野平八:「コミュニティ施設における調理室の多目的利用に関する日本建築学会大会学術講演梗概集(北陸),2010.9

注2. 調理系専用室とは、調理機器・備品が設置されており、その諸室を利用し、複数での調理実習等の活動が行える室。室名称として調理室や調理実習室、料理室とされている室が該当する。比較対象とする船橋市の場合、室名称が実習室となっているが、調理機器・備品の設置及び調理実習等の活動が行われていることから、調理系専用室と判断する。

注3. 文部科学省:「平成20年度 社会教育調査報告書」日系印刷, 2010.4

注4. 履き替えは、施設内における履物の脱ぎ、履きといった行為を指す。

[参考文献]

(1)川崎市教育委員会:「川崎市社会教育五十年史」共立印刷社, 1998.3

(2)国土庁計画・調整局監修, 複合型公共施設研究会編:「複合と連携」ぎょうせい,2007.3

(3)巢木大輔・浅野平八・若竹雅宏:「公民館の調理室に関する建築計画的な研究」第42回日本大学生産工学部学内学術講演会,2009.12日本建築学会大会

(4)勝又啓太・巢木大輔・山本香織・浅野平八:「公民館の単位空間における占用・共用・複用に関する研究」地域施設計画研究論文28, 2010.7